

# 南佐久地方におけるカラマツ林業の実態と将来

—木材生産部門を中心として—

臼田・小海担当区事務所 菊池博輝

## はじめに

南佐久地方の林業は、カラマツ林業をその特色としているが、現在カラマツ材をめぐる、材の特性からくる用途の問題、代替材であるソ連材カラマツとの問題等多くの問題を抱え、まさにカラマツ林業は厳しい現状に置かれている。

このような現状にあって、南佐久地方では戦後植えられたカラマツが育ち、あと十数年後には主伐期を迎えようとしている。

臼田営林署にあって、十数年後には天然林にかわり、カラマツ人工林の収穫へと移っていく状況にある。

したがって、カラマツ材をめぐる現在の厳しい状況がこのまま続くとする、臼田営林署にとってもまた、南佐久地方のカラマツ林業にとっても、これから大変な時期を迎えることが予想される。

このような、大変な時期を迎えて南佐久地方のカラマツ林業が生き残っていくためには、一営林署の努力では限りがあり、同一条件下にある南佐久地方の関係者が協力し合い、一体となってその難局を乗り切っていかなければならないと考える。

以上のような考えをもとに、営林署と同様に木材生産を行う南佐久地方の民有林の実態を調査し、その結果をもとに、南佐久地方におけるカラマツ林業の問題点を握り、これから営林署がどのような面で協力し、地域林業を発展させていかなければならないかを考察したい。

それでは、これから南佐久地方のカラマツ林業の実態にふれながら、将来を展望してみたいと思う。

## 1 森林及びカラマツ資源構成の現状

図-1 森林の現状(昭和53年現在)

### 1. 森林の現状

まず始めに森林の現状についてであるが、南佐久の区域面積は、約8万5千haである。このうち、森林面積は国有林・民有林合せて、約7万1千haに及び、森林の比率は83%となる。

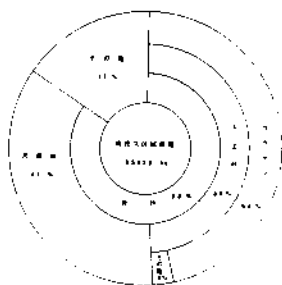
このうち人工林面積は、国有林・民有林合せて約4万1千haにのぼり、人工林率は59%になっている。

また、その人工林のうちカラマツの占める面積は、約3万9千haでカラマツの占める比率は94%にもなっている。

これらのことから、南佐久地方にいかにか森林が多いか、いかにか人工林化が進んでいるか、また、いかにかカラマツ林業を特色としているかがわかる。

### 2. カラマツ資源構成の現状

次に、これらカラマツ人工林の資源構成の現状についてであるが、そのほとんどは、戦後植栽されたものが多く、3~6令級の範囲に入るものが圧倒的に多く、民有林では79%、国有林では



5.7%、南佐久全体では約2万9千haの7.4%がこの中に入っている。

図-2から、国有林・民有林の資源の構成がほぼ同一であることが伺えるかと思う。

このような資源の構成で、あと何年後にどれだけの林分が切れるかが問題となるが、標準伐期令でみると民有林では伐期令を30年としており、あと5年後に国有林では伐期令を40年としているため、あと10年後に大面積の主伐が可能となる。

しかし、最近民有林では長伐期令への動きがあり、川上村を除く南佐久の7か町村では、伐期令を50年とし、それまでにもう一度、間伐を行う計画をしている。それらを含み検討すると、少なくともあと10～15年の後には、国有林の主伐、民有林の主伐・間伐合せて、面積で約1千5百ha、材積で約30万 $m^3$ の伐採が可能となってくるものと見込まれ、この数量は現在の県内の国産材、ソ連材カラマツを合わせた総需要量に匹敵している。なお、15年以後は年々大幅な主伐可能面積の増加が見込まれる。

しかし、この時期が生産者にとってバラ色の時代になるか、あるいはまた、供給過剰による苦難の時代になるかは、今後、15年間の生産者対策、販売流通過程の対策など総合的な成果によって決まるのではないかと考えられる。

## ■ カラマツ材をめぐる現状

そこで、カラマツ材をめぐる現在の状況を見ると、昭和51年3月に報告された信州カラマツ対策協議会の報告書によれば、現在カラマツ材をめぐる現状としては、次の4点が大きな特徴と考えられる。

### 1. 材の用途の特徴

カラマツ材は、その特性として「ねじれ」、「そり」、「割れ」、「ヤニ」などの欠点を持っていることから、建築材への利用が極めて少ない状況にあって、主に耐水性、耐腐性の利点を生かした土木用材にその用途が限られるという特徴を持っている。

### 2. 市場の特徴

カラマツ材は、県内では主に製材として使用されているが、県外では主に杭丸太、電柱材に使用され、製材としてはほとんど使われていないという特徴を持っている。

### 3. 代替材の特徴

カラマツ材は、県内では主に製材に使用されていると述べたわけであるが、その製材の約7割近くは、ソ連材カラマツによって占められるという特徴を持っている。

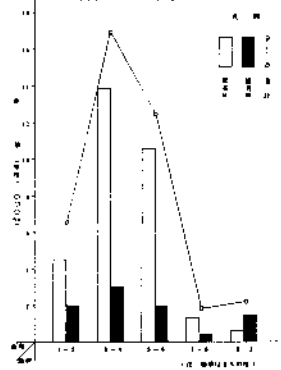
### 4. 価格の特徴

国産材のカラマツは、代替材であるソ連材カラマツの動きによって価格が左右される特徴と土木用材など一般に低価格分野で使用されるという特徴を持っている。

## ■ カラマツ材の需要拡大への対策

以上、このようなカラマツ材をめぐる現状を見ると、今後、用途の拡大、県外市場の開拓、安定供

図-2  
カラマツ人工林等級別面積  
(昭和53年現在)



給によるソ連材カラマツへの対抗などの対策によって、まだまだカラマツ材の需要の拡大を図っていく余地が残されているものとみられる。

したがって、資源構成がほぼ同一である国有林、民有林の将来は運命共同体的な性格を持っており共に生き残っていくためには、生産者側である国有林、民有林関係者が協力し、次の4点の対策を図っていく必要があるものと考えられる。

- 用途の拡大
- 新市場の開拓
- 生産体制の整備
- 販売体制の整備

## 1. 民有林の実態と対策

そこで、これら4点の対策を民有林について、その実態に即して検討を加えてみたいと思う。

### (1) 用途の拡大について

まず、用途の拡大については、一部小海町が「ふるさとの森」特別分収契約設定事業や、県の指導による総カラマツ材を使った「カラマツ林業センター」の設置など、カラマツ材の普及宣伝を始めようとしているほかには、膨大なカラマツ人工造林地を抱える地方とは思えない程、用途拡大への努力が払われていない現状にある。

ただ、そのような中において、川上村を除く南佐久7か町村の林業担当の指導機関は、生産者側から自己防衛的に、カラマツの伐期令を30年から50年に延ばし、材の供給対象を低価格の土木用材から、比較的価格のよい建築材へと変えていく指導を行っている。また、川上村は、伐期令を50年に延ばすより、その期間に30年の伐期で2度の収穫を得る方が資本の回収率からみて得策であるとして、伐期30年の指導を行っている。

しかしこれらは、自己防衛的な施業上の工夫にすぎず、林業関係者は脱脂など加工によるカラマツ材の用途拡大に強い必要性和関心を持っており、国・県が行っている林業試験や施策に大きな期待を寄せている。

そして、今後、用途拡大について国・県と協力し、南佐久地方一体となって取り組むべきであるとの認識は各町村一致しているところであり、南佐久にカラマツの加工場を造るべきだといった声も聞かれ、具体的な糸口を現在模索しているところである。

### (2) 新市場の開拓について

次に、新市場の開拓についてであるが、長野県内ではカラマツ材は主に製材として使われているが、県外へは主に杭丸太、電柱材として出荷され、製材としてはほとんど出荷されていない状況である。したがって、今後、県内から県外へと建築材を中心に市場を開拓する必要があるが、残念ながら、現在南佐久の民有林にはそのような動きがなく、森林組合などにおいては県森連の販売網の拡張に期待している。

この対策は、県、町村、木材流通業界と共に一体となって講じなければ、期待する成果が得られないものであり、そのための体制づくりがこれから重要となってくるところである。

### (3) 生産体制の整備について

次に、生産体制の整備についてであるが、現在木材の受注に対し、期限、数量、品質を守り確

実に注文に応ずる体制ができていないために、カラマツ材の市場は、供給が安定し、入手し易いノミ材カラマツに市場を奪われている現状にあり、将来に向けて生産者がとることのできる最も手近な、最も有効な対策は、この生産体制の整備であると考えられる。

そこで、現在民有林の生産基盤の個々の内容について検討してみると、

まず、人工林の資源構成については先に述べたとおり幼令林が多く、すぐに生産体制には入れない状況にあり、加えて木材価格の低迷から林業に対する意識も低下し、カラマツ林を伐採してしまふより、財産形成的な考えで山林を保有し、非常の場合にのみ貯金をおろすが如く切っていくという考えの森林所有者が多数を占め、個人の山林からはほとんど材が出てこない状況である。

また、図-3に示すとおり、森林の所有規模も、3ha以下の森林所有者が76%を占め、零細な森林家が多く、さらに図-4に示すとおり、林業労働も就労者の51%が50才以上という状態であり、30才未満の就労者は僅か1.7%、高令かつ後継者のいない実態にある。なお、就労者の多くは、高原野菜を中心とする収入の多い農業との兼業者で、年間を通じ安定した労働の確保ができない状況にあり、木材の生産能力の低いことが伺える。

昭和53年に南佐久地方の白田営林署登録21業者が取り扱ったカラマツ材の原木数量をみると(図-5参照)、総量で約5万m<sup>3</sup>にのぼり、国有林から42%、民有林から58%が生産されている。民有林では森林組合が20%を占めており、民有林の木材生産における森林組合のウエイトの大きさが伺える。

また、図-6に示すとおり、森林の所有形態は個人所有が民有林面積の32%と少なく、県有、町村有、財産区有、部落有といった公有林のものが、52%と多く、そのほとんどが森林組合と施業委託、販売委託を結んでいる。

さらに図-7に示すとおり、零細な森林所有者の多くは森林組合に加入している。

したがって、これら民有林においては、民有林を統一的に施業、管理可能な組織として、森林組合の存在に着目すれば将来、民有林の生産基盤の整備は森林組合を中心に行うのが最も現実的なものと考えられる。

そこで、森林組合の状況を見ると、現在各町村にひとつづつ計8組合があり、専従職員を24名、作業員を約120名ほど抱えているが、高令化と後継者に悩み、夏場は農業に労働を奪われ安定的な労働の確保に苦しんでいる状態である。

図-3 民有林の森林所有規模 (昭和53年現在)

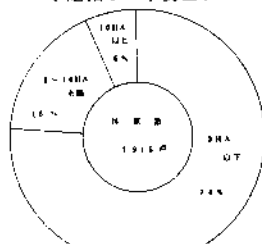


図-4 民有林の林業労働の現況 (昭和53年調査)

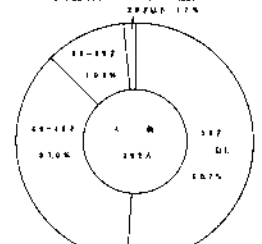
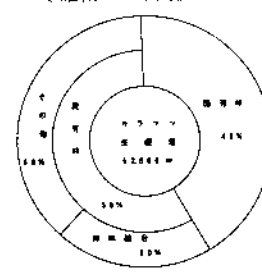


図-5 木材業者の原木取得先 (昭和53年実績)



このような状態では、民有林の生産基盤整備を森林組合を中心に行うといっても、期待は望めないで、今後、森林組合をいかに充実させるかが課題となってくる。

この課題に対し、現在考えられるのは、各森林組合間の協業化や合併である。各森林組合はカラマツ林業という同一条件下で、労働、生産体制、販売など多くの共通した問題を抱え、苦しい経営が続いているが、将来に向けて南佐久地方の森林資源を考えたとき、南佐久をひとつに団地化させ、統制のとれた供給による生産者優位の体制をつくる必要があろう。そのためには、同一条件、同一問題を抱える各森林組合相互の結びつきが必要となってくる。その結びつきを通じて、限られた貴重な労働の組合間移動といった効率的流動化や、大型機械化による生産コストダウンなど、労働面を中心に整備を逐次進め、さらに、大面積造林地が多い割合に遅れている林道整備を図るなど、生産体制を整備し、来たるべき大量供給可能時代に合った体制を確立する必要がある。

その意味で、現在県が南佐久地方の各森林組合に打診している南佐久森林組合一本化構想は、南佐久地方のカラマツ林業の将来を展望する上で、重大な意義を持つものと考えられる。

#### (4) 販売体制の整備について

民有林の木材生産において森林組合のウエイトが大きいことは、先に述べたとおりであるが、その森林組合の販売方法は、素材についてはほとんど県森連を通じての販売であり、小諸の県森連市場へ出す方法と県森連の指示する業者へ直接納入する方法をとっている。森林組合の中には県森連の販売部門をもっと強化し、民間市場にくだんで欲しいといった期待や森林資源を考えた場合に南佐久地方に市場を設けるべきだといった要望や、大資本との直接取引を行うべきだといった意見が聞かれる。

今後、増大する生産量を考えたとき、販売体制の整備は生産基盤の整備に続き生産者側がとるべき対策の重要な課題になるものと考えられるから、森林組合の協業化、合併を考えたなかでの販売体制のあり方、あるいは県森連の販売部門の強化のための協力といった様々な角度から、生産者優位のための販売体制の一本化を図る等、民有林の販売体制を確立していく必要がある。

#### 2. 国有林の対応と対策

以上、四点の対策について、民有林の実態に即して検討を加えてみたが、これらの点を踏えて、今後国有林が民有林とどのような面で協力していくか、また、国有林としても独自にどのような対策を講ずるべきかをこれから考察してみたい。

##### (1) 総合的な対策

まず、南佐久地方には、カラマツ林業の将来について、いまだに危機感を持っていない風潮が

図-6 民有林の所有形態 (昭和53年現在)

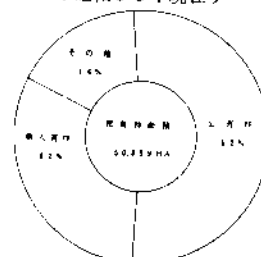
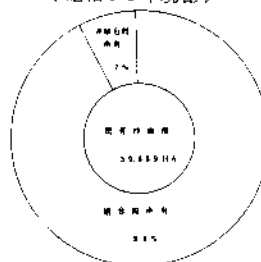


図-7 森林組合員所有森林面積 (昭和53年現在)



あるので、営林署としては人的な交流を密にする中で、林業関係者らの間に危機感を醸成させ、地域意思を統一させていく必要がある。そして、今後南佐久地方に、地域行政をも含めたカラマツ対策協議会を設けるなどして、生産者側から、統制のとれた総合的な対策を講じていく必要があるといえる。

#### (2) 用途拡大に対して

カラマツ林業を特色とする地方の営林署として、署の施設に脱脂材、集成材などの展示室を設けるなど、普及、宣伝、啓蒙的なことを行っていく必要がある。

また、伐期令については、国有林においても、地域施業計画において一部大径材の生産の試みが始まったが、今後民有林同様、長伐期令施業を取り入れることによって、比較的価格の良い建築材向け大径材を生産するとともに、今後予想される供給過剰に対する生産調整の機能を発揮させていく必要がある。なお、この長伐期令施業を取り入れるに当っては、生産体制に先行き不安のある民有林の実態から、今後ますます国有林の使命である林産物の持続的・安定的供給の必要性が増大するものと推察されるので、これまでの40年伐期令をも部分的に存続させていくなど、地域の実情を見ながら弾力的に伐期令の運用を図っていく必要もある。

#### (3) 新市場の開拓に対して

製材について、県外とくに大量消費地である東京及びその周辺に市場を開拓する必要があるので、今後、カラマツ材は製材としても、また建築材としても使えるのだというP・Rを林野関係の組織や民有林関係の諸団体をあげて展開していく必要がある。また、そのためには、やはり官民を交えた横のつながりをもつ協議会といった機関を設置する必要がある。

#### (4) 生産体制の整備に対して

現在民有林の状況が非常に厳しい状態にあるが、森林組合の協業化、合併などによって、その整備が可能となる見込みもあり、営林署としても森林組合などの動きに注意を払い、助言を行うなどして、民有林組織の発展に協力し、国有林、民有林ともに林産物の安定供給に努める必要がある。

また、木材供給過剰による価格の低落といった事態を避けるため、民有林関係機関との連絡、打合せ等を通じ、生産調整をするなど、価格の維持を図っていく必要がある。

#### (5) 販売体制の整備に対して

南佐久地方のカラマツ資源をみたとき、南佐久地方にどうしても市場を設けるべきだとの民有林関係者の声はもっともなものであり、森林組合の協業化、合併などを通じて市場を開設し、民有林関係の販売を一手に行っていくべきであろう。その際、営林署としても価格、材の動きなどの情報交換を行い、カラマツ材の価格の維持や生産者の有利販売を図るなど、協力的体制をつくっていく必要がある。

### Ⅳ まとめ

以上、膨大なカラマツ資源を抱える南佐久地方の林業の発展のため、今後営林署と民有林がどのような面で協力し、また、それぞれ独自にどのような対策を講じていかなければならぬかを考察してみたが、今後、南佐久地方では国有林、民有林を含め地域一体となって、カラマツ対策を講じていかなければ、地域林業の将来も営林署の将来もあり得ないということを強調したい。